

## 共同店舗等整備計画の認定の添付書類

### ○法第四条第三項第一号又は第二号に掲げる組合が作成する場合

- 1 当該共同店舗等整備計画について決議した当該組合の総会又は総代会の議事録の写し
- 2 当該組合の定款
- 3 当該組合の組合員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該組合の事業計画書及び収支予算書
- 5 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

### ○法第四条第三項第三号に掲げる中小小売商業者が合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する場合

- 1 合併をする場合にあつては、合併契約書の写し、出資により会社を設立する場合にあつては、出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し
- 2 法第四条第三項第三号イ又はロに規定する会社の定款がある場合には、その定款
- 3 当該合併又は出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 法第四条第三項第三号イ又はロに規定する会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
- 5 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

### ○法第四条第三項第四号の会社が作成する場合

- 1 当該会社の定款
- 2 当該会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該会社の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
- 5 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

共同店舗等整備計画の認定の基準（中小小売商業振興法施行令第四条）

法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第一号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

- 一 当該組合の組合員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 当該組合の組合員であって中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
- 六 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること。

2 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

- 一 当該組合の組合員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 当該組合が中小小売商業者であること。
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
- 六 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること。

3 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第三号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第四号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

- 一 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしようとしている中小小売商業者の数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 出資により設立される会社又は法第四条第三項第四号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

五 法第四条第三項第三号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

六 法第四条第三項第三号ロに定める事業又は同項第四号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第三号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第四号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

七 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第一項第六号の通商産業省令で定める面積以上であること。

**中小小売商業振興法施行規則第九条**

**施行令第四条第一項第六号の通商産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。**